

3 平成25年第2回越知町議会定例会 会議録

平成25年6月14日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 平成25年6月18日（火） 開議第3日

2. 出席議員（11人）

1番 市原 静子 2番 高橋 丈一 3番 武智 龍 4番 斎藤 政広 5番 岡林 学 6番 片岡 久一郎
7番 西川 晃 8番 岡林 幸政 10番 山橋 正男 11番 片岡 清則 12番 寺村 晃幸

3. 欠席議員 9番 藤原 俊夫

4. 事務局職員出席者

事務局長 田村 昌道 書記 高橋 佳代

5. 説明のため出席した者

町長 吉岡 珍正 副町長 岡 義雄 教育長 山中 弘孝 教育次長 高橋 昌彦
総務課長 片岡 雅雄 会計管理者 大原 孝司 住民課長 岡林 直久 環境水道課長 北添 太三
税務課長 片岡 洋一 産業建設課長 小田 範博 企画課長 小田 保行

6. 議事日程

- 第 1 陳情第2号 3区町営住宅林屋敷団地（仮称）建設反対の陳情
- 第 2 議案質疑〔承認第2号～第8号、報告第2号、議案第39号～第46号〕

第 3 討論・採決

承認第 2 号 専決処分（第 3 号）の報告承認について

承認第 3 号 専決処分（第 4 号）の報告承認について

承認第 4 号 専決処分（第 5 号）の報告承認について

承認第 5 号 専決処分（第 6 号）の報告承認について

承認第 6 号 専決処分（第 7 号）の報告承認について

承認第 7 号 専決処分（第 8 号）の報告承認について

承認第 8 号 専決処分（第 9 号）の報告承認について

議案第 3 9 号 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 0 号 越知町多目的集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第 4 1 号 越知町農林漁業者健康管理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第 4 2 号 平成 2 5 年度越知町一般会計補正予算について

議案第 4 3 号 平成 2 5 年度越知町水道事業会計補正予算について

議案第 4 4 号 平成 2 5 年度越知町土地取得事業特別会計補正予算について

議案第 4 5 号 工事請負変更契約の締結について

議案第 4 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

第 4 発議第 5 号 来年 4 月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書

第 5 発議第 6 号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

第 6 議員派遣

第 7 委員会の閉会中の継続調査

開 議 午後 1時00分

議 長（岡 林 幸 政 君）開議3日目の応召ご苦労さまです。これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配布のとおりであります。

ここで、日程に入る前に、企画課長より昨日の高橋丈一議員の一般質問に対する答弁を訂正したいとの申し出がありますので、これを許します。

小田企画課長。

企画課長（小田 保行 君）貴重な時間を恐れ入ります。高橋丈一議員の昨日の一般質問の中で、3区住宅について基本設計と実施設計、変わりはないのかというご質問の中で、基本的に変わりはないと答弁を申し上げました。その中で南棟につきまして、3階から4階に変更になったということをお申しました。実際は基本設計ができ上がった段階で4階に既になっておりましたので、ちょっと話の中でごっちゃになりまして、間違っておりましたので、お詫びを申し上げて訂正をさせていただきます。

議 長（岡 林 幸 政 君）次に、これより休憩しまして、総務教育常任委員会を開き、3区町営住宅林屋敷団地（仮称）建設反対の陳情の件を審査をお願いいたします。それでは、暫時休憩します。

休 憩 午後 1時00分

再 開 午後 1時19分

議 長（岡 林 幸 政 君）再開します。日程第1 陳情第2号 3区町営住宅林屋敷団地（仮称）建設反対の陳情の件を議題とします。

総務教育常任委員長から審査結果の報告を求めます。10番、山橋正男議員

総務教育常任委員会の審査報告

10番（山 橋 正 男 君）

平成25年6月18日 越知町議会議長 岡林幸政様

総務教育常任委員会 委員長 山橋正男

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

- 記 1. 事件名 陳情第2号 3区町営住宅林屋敷団地（仮称）建設反対の陳情
2. 付託年月日 平成24年6月18日
3. 委員会開催日 平成24年8月27日、平成25年2月19日、平成25年6月18日
4. 出席者 市原静子、斎藤政広、岡林学、片岡久一郎、西川晃、山橋正男
5. 審査結果及び意見

採決の結果、賛成0で不採択と決定する。

3区林屋敷の土地購入費は、町営住宅建設を目的として、平成22年9月定例会と平成23年6月定例会で、全会一致で可決しており、建設に伴う基本設計委託費についても平成24年3月定例会で可決している。

住宅規模や構造などに異論はあるものの、町営住宅建設そのものを否定するものではない。したがって、本陳情は不採択とする。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岡林幸政君）委員長から審査報告がありました。委員長報告に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）。

質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。

陳情第2号について、採択することに賛成の方は、起立を願います。

起立はありませんので、よって、陳情第2号は不採択と決定しました。

議案質疑

議長（岡林幸政君）日程第2 議案質疑を行います。承認第2号から第8号、報告第2号、議案第39号から第46号までの16件を一括して質疑

を行います。質疑はありませんか。1番、市原静子議員。

- 1番（市原静子君）1番、市原静子です。一補事3ページになります。一補事3ページの衛生費県補助金の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種促進事業について、これは、1人頭がだいたいどれ位の補助が出てるかを知りたいのですが。

議長（岡林幸政君）岡林住民課長。

住民課長（岡林直久君）1人当たり3千円でございます。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。5番、岡林学議員。

- 5番（岡林学君）議案の第40号 越知町多目的集会施設設置関係の条例を廃止するという条例について、野老山と本村の多目的集会所2カ所ということですが、条例を廃止をするということで、ここはJAとも関わりがあるような施設、土地ではないかと思うんですが、条例の廃止によりどういうふうな形になるのかをご説明をお願いします。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）お答えいたします。このJAとの関係のところもあるんですけども、後施設については一応JAに譲るというようなことも含めまして、検討していきたいと考えておるところです。

議長（岡林幸政君）5番、岡林学議員。

- 5番（岡林学君）そしたら条例を廃止をして、JAとのJAに購入ということを、条例を廃止をしなければ後の手続きというか方法はできないというための廃止ですか。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）現状のままで廃止をしなければ、後つづくことができませんので、条例を廃止をするということを先行にやっております。

議長（岡林幸政君）岡林学議員。

- 5番（岡林学君）そしたら、それまで管理なんかはどのように考えておるんですか。もうかなり建物自体も古いような感じもいたしますし、どういうふうな経緯でやっていくのか、もう少し予定をお願いします。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）一応この施設の廃止につきましては、JAと両地区の区長さんなどに過去から話が来ておりまして、両方に新しい集会所等がで

きたということで、地元としてこの施設については今後使用する見込みがありますかといった話なんかもしておりますが、両地区とも、もう必要ないというようなことでございまして、野老山については、今建物そのものについては下が農協、2階が役場の管理ということになっておりましたが、維持費なんかは今一切かかっておりません。横島につきましては、水道料と電気料のみ負担をしておったという経緯があります。この廃止によりまして、電気料と水道についてはやめるということになります。

議長（岡林幸政君）5番、岡林学議員。

5番（岡林学君）もう少し、農協に買ってもらうにしても、建物もさっきも言いましたけど、かなり古いような建物ですし、その取り壊しとか、そういうようなことを踏まえての話し合い、取り壊しの費用はこちらが町が持つとか、一切その分も農協に見てもらうとかそういうこと踏まえて話をするんですか。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）先ほど若干ふれましたけれども、建物そのものを農協の方が譲ってほしいということであれば、現状のままお譲りするという格好になるかと思いますが、必要ないということになれば、双方の話し合いの中で取り壊しという方向に進んでいくと思います。以上です。

議長（岡林幸政君）岡林学議員。

5番（岡林学君）そしたら農協とは全然話し合いというか下話なんかもされてない、これからということですか。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）会の度にそういう話をしてきましたけども、条例の廃止をしてからでないと、正式なことは進んでいかないということで、今回廃止をするというものです。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）2点、議案第42号に関して、事項別明細書の一補事3ページの入ですが、入の2の県支出金の2の2の農林水産業県補助金の緊急間伐総合支援事業というのがありますが、これの出はどこに。出を見てなかったがちょっと待って下さい。これの面積と補助対象者は、これは森林組合かな。補助対象と面積。それからもう1点は、一補事8ページの同じ農林水産業費で、農業費の中の農業振興費の委託料の起業支援型地域雇用創造事業というのの目的、内容、継続性の有無、この点をお願いします。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）お答えいたします。一補事9ページの5. 2. 2の19節の負担金でございますが、場所につきましては、南ノ川の一部と楠神でそれぞれ切り捨て間伐と搬出間伐を行うという計画でございますが、面積につきましては、切り捨ての方が3ヘクタール、それと搬出間伐の方が3. 68ヘクタールということになります。切り捨てにつきましては、1ヘクタールあたり8万円の単価、それから搬出については18万3千円の単価となっております。主に実施は仁淀川森林組合になってきます。

それと一補事8ページの13節で、この委託事業でございますが、これは高知県の緊急雇用創出臨時特例基金というものを使ってやる事業でございますが、企業を起こして10年以内の会社、これが適用になるわけでございます。こうした事業を活用いたしまして株式会社の岡林農園の規模拡大、それと新商品の開発を支援するものでございます。事業の主な内容といたしましては、新規雇員が3人、その人件費、それから商談会等への参加費用。それから広告宣伝費用等、100パーセント補助という事業でございます。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。4番、齋藤政広議員。

4番（齋藤政広君）一補事7ページの下の方にあります民生費の児童福祉総務費の中に、子ども・子育て支援制度に係るニーズ調査とありまして、一般質問でも教育長から若干ふれられましたけれども、具体的にはいつ、どのような形でどのような人を対象に行われるのか。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）お答えいたします。子ども・子育て支援制度に係るニーズ調査業務の委託料でございますが、平成24年8月に制定されております。子ども・子育て支援法の中で、市町村は平成25年度から5年を1期とする教育、保育及び地域、子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関する計画を定めるようになっております。計画は地域におけます子供の保護者の教育、保育施設等及び子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、子供及びその保護者の置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で作成しなければならないこととなっております。現在、都市部の方では保育園や幼稚園の方に入園できない待機園児という者が多くおります。幸いにしまして越知町では待機園児はおりませんので、保育施設等増設の要望等についてはないとは思われますが、今後、教育、保育などの現状や要望、子供を持つ全ての保護者の方にお伺いし、今後の計画に反映させるために委託するものでございます。対象としましては、就学前の保護者183人。それから小学生の保護者229人を予定しておりまして、委託の中では郵送でのアンケート調査になる予定でございます。以上です。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）先ほど武智議員にお答えをいたしました。ちょっと金額と単価の方が分かりにくかったと思いますので、訂正をさせていた

できます。切り捨てにつきましては1ヘクタールが3万円。それから搬出につきまして1ヘクタールが18万3千円となっております。以上です。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）期限を言っておりませんでした。平成25年度内にこの計画を立てる予定でございます。

議長（岡林幸政君）4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）25年度内に計画を立てるということは、26年度にある程度の形が見えるようになるということによろしいでしょうか。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）そのとおりでございます。

議長（岡林幸政君）斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）次の項目ですが、一補事8ページの下の方にあります農地費ですが、大樽上用排水路改修工事とあります。大樽の用排水路は現在ほとんど利用されていないというふうに理解をしておりますが、この上は、なおかつ今までは全然使ってなかったと思うんですが、どのようにされるのでしょうか。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）この施工箇所につきましては、10区の土木事務所がありますが、あれの若干南側になります。町道の排水路そのものが耕作地の中を通ってきておりまして、その一部がオーバーフローするというので、そこへU字溝をすえるという計画です。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。5番、岡林学議員。

5番（岡林学君）1点、一補事11、地方道路整備交付金事業費の区分13委託料ですが、町道甘草線甘草谷橋他4橋修繕、どのような修繕をするための設計をするのか。それからその下の町道筏津支線の改良の交付金工事測量設計、これは場所と、それからどのような工事の内容か、それからどれくらいの距離を測量するのかをお聞きをいたします。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）橋梁につきましては昨年来、耐震診断というものやっておりますが、それに基づいた修繕をこれからやっていこうという計画をしているものです。他4橋とありますが、これは他の場所につきましては、山室の弘蔵、それと梶ノ瀬の2号橋、それから谷ノ内の集落内にかかっておる橋、それと鎌井田の宮谷の橋ということになっております。それからその下の町道筏津線支線改良交付金工事測量でございますが、現

在今の工事でやっておるのが、筏津から最初の大きなヘアピンカーブまでです。それから、栗ノ木方面に残りが880メートルあるわけですが、これを幅員5メートルとして、栗ノ木の集落の町道の今成深瀬線とこれを接続するという計画で進めていくものでございます。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。1番 市原静子議員。

1番（市原静子君）先ほどの質問にちょっと追加をしてほしいんですけども、一補事3の衛生費のところでの1人頭が3千円ということなんです。これは年齢制限がありますか。それからこれはどのように皆さんにお知らせをしていくのでしょうか。ちょっとお聞きします。

議長（岡林幸政君）岡林住民課長。

住民課長（岡林直久君）お答えいたします。これは県の高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業でございまして、年齢対象が70歳から74歳が対象です。通知につきましては、その中が485人おります。個別に通知したいというふうに考えております。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）予算書の中で、土補3でございしますが、財産収入として1億2,815万1千円という合計金額になっておりますが、都屋の国道の改良工事のための予算であるというように思いますが、以前に一定の説明はあっておりましたが、なお、この取得金額と今回売却した額、これについて残地等もあるというように聞いておりますが、もう少し詳しくお願いしたいと思っております。

議長（岡林幸政君）小休します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時43分

議長（岡林幸政君）再開します。小田企画課長。

企画課長（小田保行君）片岡議員にご答弁申し上げます。これは、土地取得特別会計で先行取得したものを今回、国の交付金があたるということで一般会計の方から支出して、ようは同じ土地ですので、そのままの金額をそのまま一般会計の方で購入するということです。よろしいでしょうか。プラスマイナスゼロという。（「3区の住宅用地よね。」の声あり）

議長（岡林幸政君）他に、はい、5番、岡林学議員。

5 番（岡 林 学 君）一補事5、緊急防災・減債事業債のところ、町民総合運動場体育館耐震補強、それから大規模改修設計、これは内容と期間はどれくらいの期間で行われる予定ですか。

議 長（岡 林 幸 政 君）高橋教育次長。

教育次長（高橋 昌彦 君）岡林議員にお答えいたします。まず期間でございますが、現在24年度の予算で、繰越で耐震診断を行っております。もう間もなく協定会の方を通ると思うんですけども、今回の耐震補強と大規模改修の設計監理につきましては、議決を頂きまして7月入札、委託をしまして工事費を12月議会に計上したいと思っております。議決をいただきましたら、来年1月入札で工事に着手をしたいと考えております、なお、スポーツクラブ等の行事に差し支えない期間をとということで1月という期間を選定しております。内容としましては、まず天井材の撤去、屋根の吹き替え、床の改修、外壁等を見込んでおります。以上です。

議 長（岡 林 幸 政 君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第3 討論・採決を行います。

承認第2号 専決処分（第3号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案の通り決することに賛成の方の、挙手を願います。

はい、挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第3号 専決処分（第4号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案の通り決することに賛成の方の、挙手を願います。

はい、挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第4号 専決処分（第5号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案の通り決することに賛成の方の、挙手を願います。

はい、挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第5号 専決処分（第6号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案の通り決することに賛成の方の、挙手を願います。
はい、挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第6号 専決処分（第7号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
はい、挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第7号 専決処分（第8号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
はい、挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第8号 専決処分（第9号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
はい、挙手全員です。よって、本案は承認されました。

議案第39号 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第40号 越知町多目的集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第41号 越知町農林漁業者健康管理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

はい、3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）動議を提出します。

議案第42号 平成25年度越知町一般会計補正予算についてに対する修正動議

議長（岡林幸政君）ただ今、3番 武智龍議員から修正案が提出されました。

資料配布のために暫時休憩いたします。休憩をいたします。

休 憩 午後 1時51分

《動議資料配布》

再 開 午後 1時59分

議長（岡林幸政君）再開いたします。

本案に対して、3番、武智龍議員ほか3名から、お手元に配布した修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）それでは、修正動議の理由を述べさせていただきます。

平成25年度一般会計補正予算の一部を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により修正の動議を提出いたします。

内容はお手元に配布資料のとおり、土木費の住宅建設事業費を全額削除するものでございます。これに伴い、財源である地方交付税、住宅費国庫補助金、総務費国庫補助金、施設等整備基金繰入金及び町債の削減を行っております。本町議会は越知中学校寄宿舎跡地を町営住宅建設用地として活用することを進め、平成22年9月に町長から提案のあった隣接の民有地1件の購入に全会一致で賛成をしてきました。しかし、平成22年10月12日に税務署に租税特別措置法に基づく説明書を提出した時点で、この法を適用するには、50戸以上の住宅を建設することが条件であることがわかっていたにもかかわらず、議会に対しては1年以上説明しないまま放置し、これまでに用地取得や測量、地盤調査費などの公費を投入してきました。議会に対して50戸以上が条件となっていることの説明があったのは、平成24年3月であります。

修正動議の提案理由の1点目は、この50戸という事業規模は非常に重要な案件であり、議会に対して時期を逸せず、説明のみでなく、相談あるいは協議すべき内容であると考えられ、執行部の議会不在の姿勢を認めるわけにはいかないことであります。

2点目は平成24年5月と平成25年2月に行った議会と住民との懇談会の参加者から、民業圧迫に直結する恐れがあるので、建設すべきでない旨の反対意見が多く出されたことや、その後も私自身を含め複数の議員に対して、多くの住民から大規模公営住宅は不要であるとの意見が多数届いていることであります。こうした住民の声を受け、一般質問などでも複数の議員から移住者受け入れ割合の設定や、町内移転の規制を求め、また、町内の産業育成につながるようなやり方を何度も申し入れたにもかかわらず、ほとんど反映されていないことであります。以上により、林屋敷団地の住宅建設は、議会及び住民の賛同が得られておらず、現時点では50戸の集合住宅を建設することは、時期尚早であると考えます。以上修正動議の提案理由といたします。

議長（岡林幸政君）提出者からの修正案の説明を終わります。

これから修正案に対する質疑を行います。提出者への質疑はありませんか。12番、寺村晃幸議員。

12番（寺村晃幸君）提出者にお伺いいたします。ただいま修正動議が提出されましたが、武智議員は、昨日の一般質問の時にも、建設そのものには反対でないということおっしゃいました。また、議会の開会に先立ちまして陳情書の審議がありましたが、全会一致で不採択ということになっております。こういうことを考えますと、修正動議を提出する大義名分と申しますか、それが甚だないような気がいたしますが、そのあたりをどうお考えでしょうか。お伺いいたします。

議長（岡林幸政君）3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）それでは今のご質問にお答えをいたします。結論的に言いますと、大義名分がないということだろうと思いますが、今、私もこの提案理由を説明したとおり、現時点で50戸の集合住宅には早いということを申し上げました。昨日もこの建設に関して執行部の趣旨は昨日までも、移住も含めて人口を増やしたいという趣旨もありました。それは、賛同しております。しかし、なぜこの修正動議を出したかと言いますと、昨日の高橋議員からの質問に対する答弁でもありましたが、移住者を増やすことには賛成ですが、じゃあこの50戸の中で移住者を半分とか7割とかそういうふうに事はできないかということも何回も今まで問うてきたにも関わらず、それはできないということであります。また反対陳情は否決されましたが、町内移動では意味がないのではないかと。それが多かったら意味が薄いのではないかとというふうな意見もありました。これを拒むことはできますかという問いに対して、拒むことはできませんということであります。ので、私はこういう規制のないやり方、あるいは段階

的に何回も分けてやれば、この目的は達成できますが、一挙に50戸建てて、それを建てる財源として国の補助事業を使うと、そういうこちらが欲しい人材、こちらがやりたいやり方ができないからこれについては反対であるという意味を込めて、今回は早すぎると、もうちょっと違うやり方があるんじゃないかという意味でございます。

議長（岡林幸政君）他に質疑はありませんか。7番、西川晃議員

7番（西川晃君）提出者の武智議員にお伺いします。先ほど移住促進ということ、高橋議員の発言の中にもあったと聞きましたけど、やはり越知町の中でかなり生活が苦しい、やっぱり住宅費の問題とか、いろんな家族がおります。先だっても町内から2人の子供かかえる家族が町外に移動しました。やはり町内のそういった住民が他町に移るようなことを防ぐためにも、やはりこの住宅は必要だと思っておりますが、その点についてもう一度説明をください。よろしくお願ひします。

議長（岡林幸政君）3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）お答えいたします。今の西川議員の意見に私も同意であります。賛同しております。町外にここに今いてくれる人が町外に出るということは、非常によそから入れるよりもまだ残念なことでありますので、ぜひそれは食い止めるべきだと思いますが、これについても実は今までも私も一般質問の中で執行部に、じゃあ何人ぐらいおいでると、そのおいでる人数に応じた建物を年度別にあるいは段階的に立てればいいんじゃないですかということをお尋ねしたことがございます。50人おるという活動は50人近くおるという答弁はいただいております。私もまだ1歩譲って例えば40人おるけど、まだ他にも調査しきれてないから10世帯ぐらい余分に立てておきたいというような話であれば、それはいいですよとまでも譲って見ましたけれども、その後22年9月からこの事業が稼働したわけですが、それから23年、24年と2年半以上たってもまだ調査すらされてない状態なので、現在今2人と言いましたが、私も今年になってから5人町外へ出たという、事情は違いますけど出た方がいます。非常においしいです。ですので、それはぜひ食い止めたい。食い止めてほしいと。これは執行部にお願いする立場でございますが、考えてほしいという立場でございますが、今回一挙に50戸というのに対してのこの趣旨をぜひご理解をいただきたいと。西川議員の言うことには本当にそのとおりでタグを組んで執行部につきあたりたいという気持ちでございますので、そのことはご理解いただきたいと思ひます。

議長（岡林幸政君）他に質疑はありませんか。はい、7番、西川晃議員。

7番（西川晃君）武智議員にもう一度確認をいたします。武智議員はそういった町外に出て行く町民をいかに食い止めるかということに対して、他にどのような策があると思ひますか。何もせずに、やはり50戸と戸数にこだわるとかそういった問題ではないと思ひます。急激な過疎の中、

他の町村と変わらないような越知町、本当に次から次へと町外に出て行ってます。またその町外に出て行っている家族から、越知町に住宅ができれば今でもすぐに、すぐにでももんてきたいという家族がいます。そういった家族を、また、その家族の中に2人3人といった子供連れの家族もいます。そういった子供の声を聞きたいというふうに思いませんか。もう一度返事を下さい。

議長（岡林幸政君）3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）今の西川議員のご質問にお答えいたします。思いませんかと聞かれましたので、思います。思いましたので、この22年からこっちも一般質問で、執行部に対して、同じ趣旨の質問をしてみたいと思います。提案もしてみたいと思います。その中で執行部、町長は今まで建てた戸別の住宅が空き家になっても政策的に手を加えずにしておくということで、空き家が確か22戸くらいできていたと思います。これは、去年今年やったかな、ちょっと時期忘れましたが、移住者受け入れのために600万の予算をかけて市山地区の民家を改修をして今3人の方が移住してまいりました。元々あった住宅をそれだけの金をかけて、修理できれば入れるわけですよ。ですので、これが例えば50戸に相当するものであるとしたら、3億円あったら足ります。22戸しか空いてませんから、最初にその22戸を修繕すれば、これに対して県の補助もあるということです。ただ町長は、その時町長はもう木造は懲りたと、燃えたらいかんということで、やらんということだったので、そうですか、町内には木造の家が90パーセントあります。なので、やっぱり私は、そのことによってすぐにでも転出者を止めるという手立ては他にあるから、これほどの大きなものはいらんじゃないかということと理由としているということでもあります。

議長（岡林幸政君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）。

質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより討論に入ります。

修正案に対する討論は、原案に対する討論とあわせて行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

議長（岡林幸政君）7番、西川晃議員

討論（原案に賛成）

7番（西川晃君）賛成討論をさせていただきます。原案に対する賛成討論です。先ほど来、武智議員から修正案も出ましたが、私はこの修正案に対して反対します。原案に対して賛成です。その理由につきましては、急速な過疎化を進める越知町が何としてもその過疎化を食い止めるためにも、また先ほど来話しているように、やっぱり町内から出て行く住民をいかに食い止めるか、そういった施策をするためにはこの50戸の住宅の

必要性を強く感じます。また、先ほど3区林屋敷の土地購入費の問題につきまして陳情もありましたが、町営住宅の建設を目的としたこの購入の案について、満場一致で可決をしたものです。そういった意味も含めまして何としても越知町の過疎を止めるためにも原案に対して賛成します。

議長（岡林幸政君）次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。反対の討論はないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。12番、寺村晃幸議員。

討 論（原案に賛成）

12番（寺村晃幸君）原案に賛成の討論をいたします。年々越知町の人口が減少する中で、このまま手をこまねいていたら、益々越知町の人口は減少いたします。そういった意味で3区の林屋敷団地はこれを建設することによって、これ以上の人口の流出を抑制する効果が期待されます。また、本町の町民のなかにも、この3区の町営住宅を完成を待ち望んでいる人、入居を希望している方がたくさんおります。また、町外もしかりです。今回のこのチャンスを逃したら2度とこういうチャンスは巡ってまいりません。越知町の将来についてはこの3区の林屋敷団地はぜひとも必要でございませぬ。どうぞひとつ皆さん、この点をご理解いただきまして私の原案に対する賛成討論といたします。

議長（岡林幸政君）次に、修正案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。11番、片岡清則議員。

討 論（修正案に賛成）

11番（片岡清則君）修正案に賛成の立場で意見を申し述べたいと思います。現在越知町には数多くの貸アパート等で生計を立てておる方がございませぬ。こうした人たちにとって、1戸立ち退きが民間から町の住宅に移った場合に、年間約40万ないし50万円という損失になると思います。我々議会としては、あの林団地の2名の方の土地購入に関しては賛成をしたわけです。確かに現状では、旧町営住宅は古くなって空き家も多く出でおる。こういう中で、越知町の建勞をはじめとする民間の方々が越知町に木造住宅が建つということになると、大変大きい波及効果が上がってくる。家が新しくなることによって大工さんのみならず左官さん、あるいは電気屋さん、こういった人たちの大きい仕事場も確保できる。こういう点で我々も当初は賛成をいたしました。これがどこでどう違ったのか、50戸という戸数が問題になったわけです。町長にもボタンの掛け違いではないか。もう少し、議会やそして一般の方々の意見を聞いてはどうかということもお願いもしてまいりましたが、町長は受け入れず、この50戸ということを行ってきたわけです。私どもは、この大きい決断の前に、もう少し手を足してボタンの掛け違いは正しく直して、越知町は50戸に

よらず30戸、あるいは20戸、こういう状況で住民の負託に十分応える要素をはらんでおると思います。こういった点において大変大きな予算規模でありますところの、この予算というのは、やはり修正をしてもう一度考え直すべき時ではないか。このように考え修正案に賛成をするものであります。以上です。

議長（岡林幸政君）ここでお聞きします。原案に対しての賛成者の討論はありますか。他にないようでしたら、原案及び修正案に反対者の発言を許しますけどありますか。それでは次に原案に賛成者の発言を許しますけど討論はありませんか。次に修正案に賛成者の発言を許しますが、賛成討論はありませんか。（「なし」の声あり）。ないようですのでこれで討論を終結します。

議案第42号 平成25年度越知町一般会計補正予算についての採決を行います。

まず、本案に対する、武智龍議員ほか3人から提出された修正案について、起立によって採決を行います。

修正案に賛成の方は、起立願います。

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の方は、起立願います。

起立多数でございます。したがって、議案第42号 平成25年度越知町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第43号 平成25年度越知町水道事業会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第44号 平成25年度越知町土地取得事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手多数です。よって本案は可決されました。

議案第45号 工事請負変更契約の締結について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

以上で本定例会に執行部から上程された議案は全て終了しました。町長、一言お願いいたします。

町長（吉岡 珍正 君）議長から許しが出ましたので一言ごあいさつを申し上げます。提案をいたしました議題に適切にご決定をいただきました。誠にありがとうございました。私たち執行部そして職員一丸になって目標達成に専念をしまいたいと、このように思っております。また先ほど50戸に対しましてのご批判をいただきました。その辺は十分心情も理解いたしておりますので、心にとどめて取り扱っていきたいとこのように思っております。誠にありがとうございました。

議長（岡林 幸政 君）これより2時40分まで休憩したいと思います、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。それでは暫時休憩します。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時41分

議 員 発 議

議長（岡林 幸政 君）再開します。

日程第4 発議第5号 来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、3番、武智龍議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので、省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第5 発議第6号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、11番、片岡清則議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手多数です。よって本案は可決されました

議 員 派 遣

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第6 議員派遣を議題とします。

議員派遣は配付しました議員派遣計画書のとおりとすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議員派遣は配付のとおりと決定いたしました。

委員会の閉会中の所管事務継続調査

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第7 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長より会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（岡林幸政君）以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

これにて平成25年第2回越知町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 2時44分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員